

その関係図面は、平成16年3月31日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草郡河浦町大字新合字矢房 647番1地先から 同所 字大久保 1040番1地先まで	160.0	国交安
主要地方道	本渡牛深線	天草郡新和町大字大宮地字下釜 4208番40地先から 同所 大字小宮地字野崎 26番2地先まで	218.0	単交安

2 供用開始する期日 平成16年3月31日

熊本県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月31日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池郡西合志町大字須屋字上出口 2505番3地先から 同所 字山伏塚 1823番4地先まで	1,060.0	単交安

2 供用開始する期日 平成16年3月31日

熊本県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月31日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	幸野染田線	球磨郡湯前町字古城 4351番4地先から 同所 同字 4345番2地先まで	188.0	単道改

2 供用開始する期日 平成16年3月31日

熊本県告示第327号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のよう改め、平成16年3月31日から施行する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

3の項の表9の5の項から9の7の項までを次のように改める。